PATENT

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

ヒット商品を支えた知的財産権

ビジネスモデル特許

36㎝で容量は2升。コンパクトな機械つくるロボットである。 直径約45㎝職人 助人」、実は握り寿司のシャ 一見、普通のお櫃にしか見えない「 提り具合は10年の経験を積んだ寿で大きさのシャリ玉ができるだけでなく るのは300個ほどだそうだ。一定の 熟練した寿司職人でも1 シバク ここのシャリ玉を ○個を「 寿司

に押し出し、これを所定の厚さで横方向に設けた成形孔より断面が小判形の棒状部へ押上ながら圧縮し、そのコンベアの終端寿司飯を、スクリューコンベアで下部から上握り具合の秘密は、独自の構造にある。 造するものである。 この構造は型で成形するものとは全く

聞ひ書している。 き込んだやわらかな食感を実現している。 遅い、コンベアで移送される間に空気を抱

クなのは、お櫃型である点だ。すぐれ物だ。そして、なんといってもユーすが、寿司職人がすぐにでも使用できるおり、寿司職人がすぐにでも使用できるなども、さまざまな工夫が盛り込まれて分解洗浄も簡単、家庭用電源でも使える

を可能にしてきた。従来の製品の外観はいを可能にしてきた。従来の製品の外観はいたり寿司、手巻き寿司、軍艦巻きと、スズモ握り寿司、手巻き寿司、軍艦巻きと、スズモを可能にしてきた。従来の製造機械では20 寿司」では、機械への抵抗感は強い。しかし、寿司職人がお客の注文に応じて握る、立ち場所に設置することを避けてきた。ましてや、人気の回転寿司店でも、お客の目に触れるかにも機械で、場所もとるために、低価格で 食品加工機械、自動包装機械などを手がけ、スズモ、鈴茂器工㈱)は米飯加工ロボット、

> 型化を実現し に出し、改良を加え

ヒット商品を支えた知的財産権

スズモの「寿司職人

助

VOL.

特許第3

商標登録第438

6556号

ランクも2ランクも上の寿司が握れます」凝縮したものです。これまでの機械より 自信をもって勧めるのは、営業本部取締役 るため、導入を公表するところは少ないが、 らば1日840円という価格も魅力のよ 当社の長年にわたる技術的蓄積をすべて う。まだお客に機械への抵抗があ

識は高い。「 寿司職人 助人」についても特的財産権によって、オリジナル製品を守る意ものだ。それだけに、特許をはじめとする知 スズモの製品はすべて自社で開発された

(取材協力

決め、試作品をモニター

取得し、また、寿司職人 助っ人」とし

鈴茂器工株式会社)



知的財産権

る権利を発明完成と同時に会社に譲渡予約承継(職務発明に関する特許を受け その発明に関する特許を受ける権利を原 過去の職務に属する発明)をした従業者は するに至った行為が従業者の現在又は職務発明(会社の業務範囲に属し、発

会社に譲渡させる旨)の条項を、契約や勤させ、或りは従業者の特許取得後にこれを 献度を考慮して定めなければなりません の場合、従業者は会社から相当の対価を 務規則等に盛り込むことも可能です。こ ここまでが、法の建前です。 発明がなされるに当たって

職務発明」

この場合、予約承継時に支払われる対価 間で勤務規則に従う旨の契約をしますが、さて、従業者は、通常、就職時に会社と

ないなら、従業者は不足額を会社に請求対価額が、法の定める相当対価額に満た

平成13年12月18日発行 第24号 無断転載禁止編集/日本弁理士会広報センター

発行/日本弁理士会 東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013

電話 03-3581-1211(代) FAX 03-3581-9188

「PATENT ÄTTORNEY」は「弁理士」のことです。

日本弁理士会からのお知らせ

「特許・意匠・商標なんでも110番」 特許、実用新案、意匠、商標等について、 弁理士が無料で相談に応じます。(月~金) 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説した パンフレッド 無料 ガビデオ(有料)があります。

日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361 **日本弁理士会大阪分室** Tel 06-6775-8200

日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110



が勤務規則内に定められていても、「当該昨今、予約承継時の対価額の算出方法

http://www.jpaa.or.jp

知的財産権 (4)知識

日本弁理士会からのお知らせ

知的財産権 立見席

特許庁からのお知らせ

弁理士風土記

ビジネスモデル特許その後

に対する関心は依然として薄れておらず、 見ていこうと思います。 回の特集(2000年春号)以後の傾向を スモデル特許に対する考え方について、 感触を受けます。 今回の特集では、ビジネ むしろその裾野が広がってきているという とお話をしていると、ビジネスモデル特許 などで地元の商工会議所の会員の方々 最近、筆者が依頼された地方のセミナ

が行っているビジネスをごく普通のIT化 ジネスモデル特許が成立するためには、 いつことなどの点で意見がまとまりました。 の手法で実現しても特許にはならないと 技術的な面が必要だということ、 た専門家会合が開かれました。そこで、ビ カおよびヨーロッパの特許庁の方々が集まり 昨年(平成12年)の6月に、日本、アメリ

ジネス特許について言及されたことも皆 さんの記憶に残っていることと思います。 昨年の7月の九州・沖縄サミットで金融ビ 許に対する関心の高さが示されました。 に一杯になり、一般の方のビジネスモデル特 するビジネスモデル特許の説明会を開催 の日記念セミナーで、一般の方々を対象と したところ、数百人の定員があっという間 日本弁理士会は、昨年の7月の弁理士

> 法で実現しても特許にはならない」とい ているビジネスをごく普通のIT化の手 門家会合の意見にもあった、「 載しました。その中の1つに、先ほどの真 に関するQ&Aを小 昨年の秋、 このような関心の高さを背景にして、 ムペー

			実現しようとするアイデア(ビジネス方法)		7 🗷
			公知である	公知でない	
	□ による 具体化方法	公知である	×		
		公知でない			
許庁	ホームページより				

その他のマスは全部

うものがありました。 詳しい説明が図1に示

つまりこの場合特許は 合は×となっています。 の手法も公知である場 ビジネス方法もIT化 す。 4個のマスのうち かどうかを示していま はIT化の手法が公知 かどうかを示し、縦側 既に皆に知られている 横側はビジネス方法が されています。図1で 無理ということです。 公知」と言います)

特許庁はビジネスモデル特許 人間が行っ ジ上に掲

昨年の約5倍に達しました。 図2は、特許 された件数は約15.000件であり、

ということです。例えば、 なっています。これは特 許になる可能性がある

> ことです。 ビジネス方法が公知であっても IT化の手法が公知でなければ 特許になる可能性があるという

> > 図2

金融商品

金融取引

金融ビジネス関連特許の出願 版から引用したグラフです。 行政年次報告書2000年

アを記録したCD等の記録媒体 が審査を経て特許されてきま よるものです。この改正は新し 審査の基準を改正したことに た。これは、昨年末に特許庁が ムも特許されるようになりまし 10日以降の出願からはプログラ したが、今年(平成13年)の1月 ステム等やそのためのソフトウェ 実現するためのIT化されたシ 従来から、ビジネスの仕方を

い電子商取引の形態に対応するものと

言えるでしょう。 昨年にビジネスモデル特許として出願

200 150 100 1990-94 1995-99 公開年

公開件数を示しています。

ます。 今の著しい増加の傾向が伺え 平成12年の弁理士法の改

や契約等の場面で弁理士の活躍する機 モデル特許に関しても仲裁 代理業務を一定の条件の下 なりました。今後、ビジネス に行うことができるように 著作権に関する契約の仲介・ の代理や、特許権等または に関する仲裁事件の手続き 正により、弁理士は特許等

(日本弁理士会ソフトウェア委員会 会が増えていくことになるでしょう。 委員長 弁理士 谷田拓男)

特許庁からのお知らせ

ニース協定の改訂に伴う 商品及び役務の分類改正について

平成14年1月1日から、第42類が4つの新分類に 分割される等、「商品及び役務の分類」が改正さ れます。

[注意]

- 商標登録出願は、平成13年12月31日までにされ たものについては現行分類が適用され、平成 14年1月1日以降にされたものについては新分 類が適用されます。防護標章登録出願につい ても同様です。
- 国際登録出願は、願書が日本国特許庁に平成 13年12月28日までに到達したものについては現 行分類が適用され、平成14年1月4日以降に到 達したものについては新分類が適用されます。
- 指定商品の書換の登録については、平成13年 12月31日までに申請を行う場合には現行分類 に従って行う必要があり、平成14年1月1日以降 に申請を行う場合には新分類に従って行う必 要があります。

詳細は、特許庁のホームページ(http://www.jpo.go.jp) の「お知らせ」/「制度・運用」/「商品及び役務の分類

改正について」→ ... 問い合わせ先 特許庁審宣→ TEL.03-3581-1101(内線2807) FAX.03-359- ...

弁理士風 (福岡編)

が大好きであるけれど知的

ります。今後は、新しいもの 掲げた目標に近づきつつあ

穏だったここ九州の弁理士

平成6年、独立に際し挨拶に行った際の

ジアの国々に一番近いという

進県に引き上げると共に、ア るここ福岡の地を、特許先 財産権に関しては遅れてい

地の利を生かし、海外へも多

いに進出したいと考えていま

大幅な規制緩和により平

MILLIANDE STATE OF THE PROPERTY OF THE PROPERT

岡。その気質が作り上げた文化は、活気に 福岡、新しいものが大好きで、どんなもので から大らかな大陸文化を受け入れてきた 溢れ、誰にでも開かれたものばかりです。 も気軽に受け入れ、素直で明るい気質の福 日本でいちばんアジア大陸に近く、古く 弁理士?聞いたことないね。どんな職

近頃やっと弁理士の知名度も上がってき

や会合、勉強会などに積極的に出かけてき を知ってもらおうと考え、いろいろな企業

創業時に出会った。あなたの仕事がお客

も何も始まらない。向こうからお客様が歩 はまだまだ後進県です。座して待っていて 万都市福岡と言えどもこと特許の世界で 本当に必死の8年間でありました。120 時代を迎えますよ」とのアドバイスを受けて、 先輩弁理士の「これからは弁理士も冬の

てくるはずがない。そこでまず私の存在

時ここ福岡では、『弁理士』という職業は たものの、私が弁理士となった平成2年当 まだまだ市民権を得ていませんでした。



いるとは言い難いものの、徐々に独立当初 目を迎えた今もまだまだ経営が安定して 湾まで見渡すことができます。創業8 は山々が連なり、市街地の向こうには博多 0度の大パノラマが広がっています。遠くに 事務所のあるビルの最上階に登ると36

「弁理士にうまく依頼するコツ

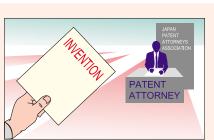
東京・文京区で理化学機械製造業を営 むK社長は、「弁理士さんとの雑談から発 明が掘り起こされることが多いのです」と 笑う。弁理士との良好な関係が発明のイン センティブ(誘因)というわけで、その証(あ かし)の特許証や発明表彰が応接室にず らりと並ぶ。

出願を依頼するときには、図面などによ って発明(考案)の内容を分かりやすく説 明することが大切だ。K社長は、出願を依 頼するときに、予め発明の内容を記載した 書面を用意させ、開発担当者に自ら説明さ せる。そうすることで開発当初から特許を

意識した取り組みが可能になるからだ。 特許出願が百件を越えるという国立大 学工学部のF教授は「出願の際、大学の TLO(技術移転機関)が選定した弁理士 さんと徹底的にディスカッションする。我々 の意見をよく聞いてもらえ、外国特許のこと まで考えて明細書を書いてくれる」と話す。 発明の表彰を何度も受けた企業家や大学

教授は特許に関してはペテラン。それに比 べて、いまだ特許に不慣れな起業家が、特 許の経費を少なくするため「出願は自分で して拒絶理由通知(審査結果を知らせるも のを受けたら依頼する」と安易に考えると、

かえって時間や経費がかかるうえに、強い 権利を取ることが難しくなる。 るのは勇気がいる」という発明家もいない わけではない。そうした場合、日本弁理士 会の相談窓口を利用するのも一つの手だ。 詰めている弁理士さんが相談にのってく れるし、また、場合によっては相談内容にあ った弁理士さんを紹介してくれる。特許制 度の啓発活動に熱心な中堅の弁理士は「駆 け出しの頃は、飛び込みで企業開拓をし たものです。信頼して任せてくれるクライア ントに巡り会えたときは、やり甲斐を感じます。 と語る。頼りになる弁理士との息の長い付



その一方、「はじめて特許事務所を訪ね き合いは、それ自体、貴重な財産なのだ。(S)



弁理士 加藤

(加藤特許事務所 担う弁理士となれるよう萬 がえのない存在になること』 であり、『お客様にとってかけ ことは大いに歓迎すべきこと を追い続けたいと思います。 ることが予想されます。この を肝に銘じつつ、21世紀を 久

界も競争の時代へと突入す

かし、一方では、出願後に手数料を返せと言 知的財産権 見